

○草津市景観条例

平成24年3月30日

条例第8号

草津市景観条例（平成23年草津市条例第5号）の全部を改正する。

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観づくりの推進（第7条—第9条）
- 第3章 景観計画（第10条—第16条）
- 第4章 行為の規制（第17条—第23条）
- 第5章 景観協定（第24条）
- 第6章 景観重要建造物等
 - 第1節 景観重要建造物（第25条—第30条）
 - 第2節 景観重要樹木（第31条—第36条）
 - 第3節 支援および助成等（第37条）
- 第7章 景観づくり市民団体（第38条・第39条）
- 第8章 草津市景観審議会（第40条—第42条）
- 第9章 雑則（第43条）

付則

前文

草津市は、古より交通の要衝として、東海道と中山道が分岐・合流する宿場町として栄え、草津宿本陣をはじめ、数多くの歴史文化遺産が残されており、人々の生活のなかに往時の面影をとどめている。

また、湖南アルプスや三上山などの眺望に恵まれるとともに、緑豊かな田園風景が広がるなかで、琵琶湖の対岸に比良比叡の山なみを見渡すことができるまちである。

このような美しい自然や歴史文化に抱かれたまちで、田園地域の農村集落や、歴史街道沿いの町並み、静かな佇まいの住宅地など、暮らしに息づいた景観とともに、新しい活力に満ちた都市部の景観が、人々の出会いと交流によって織りなされつつある。

碧い空と湖とが広がりつながる自然、趣のある歴史、質の高い都市生活、これらの均衡がとれた景観を守り育てることは、ふるさと草津に対する誇りと愛着を生み、真の豊

かさとともに、うるおいのある、心地よい暮らしをもたらす。

先人達が営々と築き、守り育ててきたこの景観は、市民共通の財産であることを深く心に刻まなければならない。また、ふるさと草津の景観がわたしたちとともに在ることが、日々の生活の源であることを忘れてはならない。

わたしたちは、次代を担う子どもたちとともに親しみ、学び、まちを愛する心を持った草津人を生み出しながら、市民と事業者と市それぞれが役割を担い、ふるさと草津の景観を未来に引き継いでいくとともに、新しい魅力にあふれた景観を創り出し、草津市の景観づくりをさらに推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観づくりに関し、市、市民等および事業者の責務を明らかにするとともに、草津市における景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項および景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項その他必要な事項を定めることにより、美しいふるさと草津の風景を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観づくり 草津市の自然、歴史、文化等に培われた良好な景観を守り育てるとともに、良好な景観に修復することまたは新しい魅力ある景観を創造することをいう。
- (2) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、または通学する者および市内の土地、建物等を所有し、占有し、または管理する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての法人その他の団体をいう。
- (4) 大規模建築物等 建築物で高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）もしくは4階建て以上もしくは延床面積300平方メートル以上のものまたは工作物で次に掲げるものをいう。
 - ア 高さ13メートル以上（田園ゾーンにおいては10メートル以上）のもののうち規則で定めるもの
 - イ 地上に設置する太陽光発電設備（集熱利用のものを含む。）でモジュールの面

積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(市民等の役割)

第3条 市民等は、自らが景観づくりの主体であることを認識し、相互に協力するよう努めるとともに、自主的かつ積極的な景観づくりに努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、自らの施設および事業活動が地域の景観づくりに対して影響を与えるものであることを認識し、地域の良好な景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、景観づくりに関し、必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定および実施にあたっては、市民等および事業者の意見が十分反映されるよう努めなければならない。

3 市は、景観づくりに関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。

4 市は、景観法その他関係法令による制度を積極的に活用し、景観づくりに関する施策の実効性を高めるよう努めなければならない。

5 市は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備および管理にあたっては、景観づくりにおける先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、景観づくりを効果的に行うため必要があると認めるときは、国または他の地方公共団体に対し、景観づくりについて協力を要請するものとする。

第2章 景観づくりの推進

(景観計画基本方針)

第7条 市長は、景観づくりを総合的かつ計画的に進めるため、景観づくりの基本的な考え方を明らかにした草津市景観計画基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本方針を策定または変更しようとするときは、あらかじめ市民等の意見を聴取し、反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本方針を策定または変更しようとするときは、あらかじめ第40条第1項に規定する草津市景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本方針を策定または変更したときは、速やかに公表しなければならない。
（景観の日および景観づくり月間）

第8条 市長は、市民等および事業者が景観づくりの意義について理解を深めるため、11月1日を景観の日と定めるとともに、11月を景観づくり月間として普及啓発に努めるものとする。

（表彰）

第9条 市長は、景観づくりに著しく寄与していると認められる建築物その他のものについて、その所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

- 2 市長は、景観づくりに著しく寄与したと認められる個人または団体を表彰することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により表彰するものを決定しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 景観計画

（景観計画の策定）

第10条 市長は、基本方針に即して法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

- 2 第7条第2項から第4項までの規定は、景観計画について準用する。

（景観形成重点地区）

第11条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域において、当該区域の特性を生かした景観づくりを重点的に図る必要がある地区を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として指定することができる。

- (1) 美しい自然と歴史文化が一体となって良好な景観を形成している区域
- (2) にぎわいととも、うるおいがあつて質の高い良好な景観を創造すべき区域
- (3) 景観形成に関する規制誘導が既に行われており、引き続き良好な景観を保全・

創造すべき区域

(4) 市民等が主体となった景観づくりの活動が進められており、積極的な活動を展開することによって、良好な景観の創出が期待できる区域

2 市長は、重点地区を指定したときは、当該重点地区と当該重点地区以外を区分して景観計画を定めるものとする。

(景観形成重点地区準備会)

第12条 市長に対し重点地区の指定の提案をしようとする者は、当該提案のために必要な調査、検討等を行うため、市長の認定を受けて景観形成重点地区準備会（以下「重点地区準備会」という。）を設立することができる。

2 重点地区準備会は、重点地区の指定を提案する土地の区域内の土地所有者その他規則で定める者10人以上で組織されなければならない。

3 重点地区準備会は、規約をもって次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 名称

(2) 事務所の所在地

(3) 区域

(4) 役員の定数、任期、職務の分担および選任の方法に関する事項

(5) 会議に関する事項

(6) 会計に関する事項

4 市長は、重点地区準備会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用の一部を助成することができる。

(景観形成重点地区候補地)

第13条 市長は、景観計画区域のうち、重点地区として指定して区域の特性を生かした景観づくりを要する地区を、景観形成重点地区候補地として指定することができる。

2 市長は、前項の指定を行ったときは、重点地区として指定するための必要な調査検討を行うものとする。

3 第1項に規定する指定については、重点地区準備会の提案に基づいて行うものとする。

(景観形成重点地区協議会)

第14条 重点地区内の土地所有者その他規則で定める者は、その地区の良好な景観の形成および維持を図るため、市長の認定を受けて、景観形成重点地区協議会（以下「重

点地区協議会」という。)を設立することができる。

2 重点地区協議会は、重点地区内の土地所有者その他規則で定める者の3分の2以上で組織されなければならない。

3 重点地区協議会は、規約をもって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 区域
- (4) 役員の数、任期、職務の分担および選任の方法に関する事項
- (5) 会議に関する事項
- (6) 会計に関する事項

4 市長は、重点地区協議会に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用の一部を助成することができる。

(景観計画の提案団体)

第15条 法第11条第2項の条例で定める団体は、第12条第1項、前条第1項または第38条第1項の規定による認定を受けた団体とする。

(計画提案に係る意見聴取)

第16条 市長は、法第12条の規定による計画提案に対する判断をしようとするときは、あらかじめ景観審議会に法第11条第3項の計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

第4章 行為の規制

(行為の届出)

第17条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名および住所(法人その他の団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)ならびに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、重点地区内における次に掲げる行為とする。

- (1) 木竹の伐採

- (2) 屋外における物件の堆積
- (3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立てまたは干拓

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施工方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

(完了等の届出)

第18条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の者が同項の行為を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(勧告の手続、公表等)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴くことができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。

3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめその者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出等を要しない行為)

第20条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- (3) 法令または他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの
- (4) 法令または他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為

(5) 国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるもの以外の行為

(6) 重点地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更以外の行為

(届出等を要しない行為に対する指導)

第21条 市長は、重点地区内において法第16条第7項の規定により届出を要しないこととされた行為をしようとする者またはした者の当該行為の内容が、景観計画に定められた当該重点地区に係る法第8条第4項第2号イに掲げる形態または色彩その他の意匠（以下この条において「形態意匠」という。）の制限と著しく異なるものである場合において、当該重点地区の良好な景観の形成に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をしようとする者またはした者に対し、当該重点地区の良好な景観の形成に必要な限度において、当該行為に係る建築物等の形態意匠について必要な指導をすることができる。

(特定届出対象行為)

第22条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号または第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令の手續等)

第23条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合において、既に景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。

2 市長は、法第17条第6項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、規則で定める場合において、既に景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。

第5章 景観協定

(景観協定の認可等)

第24条 法第81条第4項または法第90条第2項の規定による景観協定（次項において「景観協定」という。）の認可を受けようとする者は、規則で定めるところによ

- り、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、景観協定の認可についてあらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 前2項の規定は、法第84条第1項および法第88条第1項の認可について準用する。

第6章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定の手続等)

第25条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(現状変更の許可の手続)

第26条 市長は、法第22条第1項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、または同条第3項の規定により条件を付そうとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第27条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第23条第2項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第28条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、特別の理由がある場合を除き、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。

(4) その他規則で定めるもの

(管理に関する命令または勧告の手続)

第29条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第30条 市長は、法第27条の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第27条の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定の手続等)

第31条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

(現状変更の許可の手続)

第32条 市長は、法第31条第1項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、または同条第2項において準用する法第22条第3項の規定により条件を付そうとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第33条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第2項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第34条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観の保全のため、剪定その他必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失または枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) その他規則で定めるもの
(管理に関する命令または勧告の手続)

第35条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第36条 市長は、法第35条の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、法第35条の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

第3節 支援および助成等

(支援および助成等)

第37条 市長は、景観重要建造物または景観重要樹木の所有者に対し、その保全等のための技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用の一部を助成することができる。

第7章 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定等)

第38条 市長は、一定の地域の景観づくりを目的として活動する市民団体で、次の各号のいずれにも該当するものを、景観づくり市民団体として認定することができる。

- (1) 構成員の過半数が市内に住所を有する者であること。
- (2) その活動の目的および内容が景観計画に定められた景観計画区域における良好な景観づくりに関する方針その他の事項に即したものであること。
- (3) 自主的な運営により継続的かつ計画的に景観づくりに関する活動を行うと認められるものであること。
- (4) その活動の対象となる区域の住民その他関係者の財産権その他の権利を不当に

制限するものでないこと。

(5) その活動が営利活動、政治活動または宗教活動を目的とするものでないこと。

(6) その他規則で定める要件に該当するものであること。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 景観づくり市民団体の代表者は、景観づくりに関する活動の内容等に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 景観づくり市民団体の代表者は、当該認定の取り消しを受けようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 市長は、景観づくり市民団体が認定の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、または団体として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

6 市長は、景観づくり市民団体に対し、技術的援助その他の必要な支援を行い、またはその活動に要する費用の一部を助成することができる。

(景観づくり提案)

第39条 前条の規定により認定を受けた景観づくり市民団体は、景観づくりを推進するための提案または意見（次項において「景観づくり提案」という。）を市長に提出することができる。

2 市長は、景観づくりを推進するための施策を策定し、または実施するにあたっては、前項の規定により提出された景観づくり提案に配慮するものとする。

第8章 草津市景観審議会

(設置)

第40条 市長の附属機関として草津市景観審議会を置く。

2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、景観づくりに関する事項を調査審議するものとする。

3 景観審議会は、景観づくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第41条 景観審議会は、委員15人以内で組織する。

2 景観審議会の委員は、景観づくりに関し学識経験を有する者その他市長が適当と認

める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第42条 景観審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 雑則

(規則への委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に法第16条第1項の規定により届け出られた行為については、第18条の規定は適用しない。

付 則 (平成27年12月24日条例第41号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。